

入学検定料の取扱いについて

1 収入証紙の貼付

- (1) 収入証紙は、消印されたもの又は著しく汚染し若しくはき損したものは無効となるので留意すること。
- (2) 収入証紙の貼付に当たっては、入学願書又は収入証紙貼付用紙を使用すること。

2 一括貼付

同一高等学校への出願者分の収入証紙については、「北海道収入証紙条例施行規則事務取扱要領」に定める収入証紙貼付用紙に一括して、貼付することができる。＜別記参照＞

＜別 記＞

	収入証紙貼付用紙			
貼付欄				
事項	1	手数料の名称	高等学校入学検定料（	課程）
	2	貼付金額	円	
	3	その他の事項	（代表者名）	ほか 名分

令和 年 月 日申請
申請者 住 所
氏 名
(代表者)

(出身中学校名)

計 名 (No. ～No.)

(用紙寸法 日本産業規格 A 4)

留意事項

- (1) 収入証紙貼付用紙に出願者全員の入学願書を添付すること。
- (2) 課程ごとに別葉とすること。
- (3) 入学願書の収入証紙貼付欄に「一括納付」と記入すること。
- (4) 入学願書の年月日と上記申請年月日は、同一年月日とすること。

3 出願変更に伴う入学検定料の取扱い

出願変更による入学検定料の取扱いについては、別記1の昭和59年12月1日付け教高第1171号「道立高等学校入学者選抜に係る入学検定料の取扱いについて（教育長通達）」によることとし、次の事項について、特に留意すること。

- (1) 道立高等学校へ出願変更する場合は、上記通達の記の1の(1)によるほか、入学願書の上部余白に「納付済」と朱書きして当該願書を出願変更先の高等学校へ送付すること。
また、「入学願書受付簿」の備考欄には、「○月○日○○高等学校へ出願変更」と朱書きすること。
- (2) 市町村立高等学校へ出願変更する場合は、出願変更先の高等学校へ出願変更した出願者の関係書類を送付するとともに、上記通達の記の2によること。
- (3) 道立高等学校からの出願変更又は市町村立高等学校からの出願変更による場合は、上記通達の記の1の(2)又は3によること。

4 推薦入学に係る入学検定料の取扱い

別記2の通知によること。

5 著しく大規模な災害による被災者に係る入学検定料の取扱い

別記3の通知によること。

6 根拠条例等

北海道収入証紙条例

北海道収入証紙条例施行規則

北海道収入証紙条例施行規則事務取扱要領

各 教 育 局 長 殿
各道立高等学校長

北海道教育委員会教育長

道立高等学校入学者選抜に係る入学検定料の取扱いについて（通達）

このことについては、北海道収入証紙条例施行規則事務取扱要領（昭和40年4月1日付け40局総第117号出納長、総務部長通達）に基づき処理しているところであるが、出願変更に伴う入学検定料については、下記により取り扱うこととしたので、遺漏のないようにしてください。

なお、昭和46年1月28日付け46教財第2015号「昭和46年度道立高等学校入学者選抜に係る入学検定料の取扱いについて」当職通達は、廃止します。

記

1 出願変更先が道立高等学校の場合

(1) 当初の出願先高等学校における手続

出願変更先高等学校に出願変更をした受検者の願書等の関係書類を送付する場合は、収入証紙ちょう付申請書処理簿（以下「申請書処理簿」という。）に当該受検者に係る処理事項を送付した日付をもって朱書し処理件数から減ずるとともに備考欄に「出願変更」と付記すること。

(2) 出願変更先高等学校における手続

当初の出願先高等学校から願書等の関係書類が送付された場合は、当該書類を受理した日付をもって申請書処理簿に処理事項を記載し処理件数に加えると同時に備考欄に「出願変更」と付記すること。

2 出願変更先が市町村立高等学校の場合

(1) 既納の入学検定料は全額還付するものとする。

(2) 出願変更先高等学校に当該出願変更をした受検者の関係書類を送付するときに、申請書処理簿から収入証紙過誤ちょう付還付処理簿に転記するとともに、各処理簿の備考欄に「出願変更 月 日転記」と表示すること。

3 市町村立高等学校から道立高等学校へ出願変更をした場合

入学検定料は、所定の手続により徴収すること。

（学校教育部高等学校課学務係）

各 教 育 局 長 様
各 道 立 高 等 学 校 長

北海道教育委員会教育長

道立高等学校推薦入学者選抜に係る入学検定料の取扱について (通知)

令和 4 年度の道立高等学校推薦入学者選抜については、令和 3 年 (2021年) 9 月 28 日付け当職決定の「令和 4 年度 (2022年度) 道立高等学校推薦入学者選抜実施要項」(同日付け公報第 6267 号掲載) 及び令和 3 年 (2021年) 9 月 28 日付け当職決定の「令和 4 年度 (2022年度) 北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項」(同日付け公報第 6267 号掲載) により実施されますが、これらに係る再出願に伴う入学検定料の扱いについて令和 4 年度の入学者選抜から次のとおり取り扱うこととしたので、誤りのないように対応願います。

なお、「道立高等学校推薦入学者選抜に係る入学検定料の扱いについて」(昭和 57 年 2 月 25 日付け教財第 3019 号教育長通知) 及び「北海道有朋高等学校単位制課程推薦入学者選抜に係る入学検定料の扱いについて」(平成 6 年 11 月 11 日付け教財第 3087 号教育長通知) は廃止します。

記

- 1 当初出願した課程が全日制の課程の場合
 - (1) 再出願先が道立高等学校の場合
入学検定料は徴収しない。
また、既に徴収した入学検定料は還付しない。
 - (2) 再出願先が市町村立高等学校の場合
既に徴収した入学検定料は還付しない。
- 2 当初出願した課程が定時制の課程の場合
 - (1) 再出願先が道立高等学校の全日制の課程の場合
全日制の課程の入学検定料から定時制の課程の入学検定料を差し引いた差額を徴収する。
また、既に徴収した入学検定料は還付しない。
 - (2) 再出願先が道立高等学校の定時制の課程の場合
入学検定料は徴収しない。
また、既に徴収した入学検定料は還付しない。
 - (3) 再出願先が市町村立高等学校の場合
既に徴収した入学検定料は還付しない。
- 3 市町村立高等学校から道立高等学校に再出願した場合
入学検定料は徴収する。

(学校教育局高校教育課高校入試改善係)

別記3

教高第 667 号
平成23年 7月26日

各 教 育 局 長
各 道 立 高 等 学 校 長 様
北海道登別明日中等教育学校長

北海道教育委員会教育長

著しく大規模な災害による被災者に係る北海道立高等学校入学検定料等の免除取扱要領の制定について（通知）

このことについて、北海道立学校条例施行規則（平成元年北海道教育委員会規則第10号）の一部改正に伴い、著しく大規模な災害による被災者に係る北海道立高等学校入学検定料等の免除取扱要領（平成23年7月26日教育長決定）を制定しましたので、貴下関係職員に周知するとともに、取扱いに誤りのないようしてください。

（学校教育局高校教育課高校予算グループ）

著しく大規模な災害による被災者に係る北海道立高等学校入学検定料等の免除取扱要領

(平成23年7月26日教育長決定)

第1 免除の基準

北海道立学校条例施行規則（平成元年北海道教育委員会規則第10号。以下「施行規則」という。）第11条の2の規定により、著しく大規模な災害（教育長の定めるものに限る。）により被害を受けた者である場合とは、入学若しくは他の学校からの転学を志望する者、入学者、中等教育学校の前期課程から後期課程に進級する者若しくは生徒又はこれらの者の学資を主として負担する者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 1 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた市町村（大量の帰宅困難者等が発生し、災害救助法の適用を受けた市町村を除く。）に居住していたと認められる場合
- 2 1以外の市町村に居住し、かつ、被災したと認められる場合

第2 免除の申請手続等

1 授業料、寄宿舎使用料及び通信教育受講料

(1) 免除の申請手続

ア 授業料、寄宿舎使用料又は通信教育受講料（以下「授業料等」という。）の免除を受けようとする者にあつては、毎年4月20日までに免除申請書（別紙様式1）（以下「申請書」という。）を道立高等学校長（道立中等教育学校長を含む。以下「校長」という。）に提出しなければならない。ただし、年度の中で免除の事由が生じた場合は、その都度申請することができるものとする。

イ アの申請書には、家庭状況申出書（別紙様式2）及び次表に定める証明書類を添付しなければならない。ただし、前年度から引き続き免除を受けようとする者にあつては、証明書類の添付を省略できるものとする。

免除基準	添付書類
第1の1	・被災当時の住所が確認できるもの、罹災証明書又はそれに代わるもの ・転学願（転学の理由が被災によるもの）の写し又はそれに代わるもの ・その他校長が必要と認めるもの
第1の2	・罹災証明書又はそれに代わるもの ・転学願（転学の理由が被災によるもの）の写し又はそれに代わるもの ・その他校長が必要と認めるもの

(2) 免除の決定

ア 免除の決定は、会計年度ごとに行う。

イ 授業料等の免除を決定したときは、免除証（別紙様式3）を申請者に交付しなければならない。

ウ 授業料等を免除しなかったときは、免除しない理由を書面により申請者に通知しなければならない。

(3) 免除の取消

ア 授業料等を免除されている者は、その免除の事由が消滅したときは、速やかに校長に申し出なければならない。

イ 校長は、アによる申出があったとき及び授業料等を免除されている者でその免除の事由が消滅したと認められるときは、これを取り消し、免除取消通知書（別紙様式4）を本人に交付するものとする。

(4) 免除者認定台帳の作成及び報告

校長は、授業料等を免除し又は免除を取り消したときは、免除者認定台帳（別紙様式5）を作成し、毎月5日までに管轄の教育局長に報告しなければならない。

2 入学検定料

入学検定料の免除の申請手続、決定、作成及び報告については、第2の1の(1)、(2)及び(4)の規定を準用する。この場合において、「毎年4月20日まで」とあるのは「入学願書を出願先の校長に提出するとき」と、読み替えるものとする。

3 入学料又は進級料

入学料又は進級料の免除の申請手続、決定、作成及び報告については、第2の1の(1)、(2)及び(4)の規定を準用する。この場合において、「毎年4月20日まで」とあるのは「入学の日まで」と、読み替えるものとする。

第3 免除の始期等

1 免除の始期

授業料等の免除の始期は、学校において、申請書を受理した日の属する月からとする。

2 免除及び徴収猶予の期間

授業料等の免除の期間は、当該免除の事由が継続する間とする。

3 取消による免除の終期

授業料等の取消による免除の終期は、当該免除事由の消滅した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）とする。

4 免除の決定までの徴収猶予

(1) 校長は、申請書を受理した場合において、当該申請書に第2の1の(1)のイに定める証明書類が添付されていないときは、申請者に相当の期間を定めて証明書類の提出を求めることとする。

(2) 校長は、(1)に定める期間において、授業料等、入学検定料又は入学料若しくは進級料の徴収を猶予するものとする。

(3) 校長は、(1)に定める期間の経過後も証明書類の提出がないときは、やむを得ない理由がある場合を除き、免除の申請を却下するものとする。

第4 教育局長との協議

授業料等、入学検定料又は入学料若しくは進級料の免除に関し、この要領により難しいときは、管轄の教育局長と協議すること。

第5 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、学校教育局長が定める。

附 則

この要領は、平成23年7月26日から施行する。

附 則（平成26年3月31日教育長決定）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。